

鉱山保安法施行規則等の一部改正（案）の概要について

平成 30 年 2 月 1 日
産業保安グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 改正の背景**[1] 水銀に関する水俣条約の発効に伴う改正**

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）改正により、水銀排出施設に関する規制が実施される。

水銀排出施設に関する規制について、大気汚染防止法第 27 条第 1 項では、鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）の適用を受ける施設については、大気汚染防止法の一部の規制を適用せず、それぞれの法律に基づき規制を行う旨、規定している。

このため、大気汚染防止法に基づく規制と同様の規制を措置するべく、以下の省令を改正する。

- ・ 鉱山保安法施行規則（平成 16 年経済産業省令第 96 号）
- ・ 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成 16 年経済産業省令第 97 号）

[2] カドミウム判定基準改正に伴う改正

廃棄物最終処分場からの放流水及び産業廃棄物のカドミウム含有量については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）に基づく省令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号））で判定基準（上限）が定められている。

鉱山保安法の規制適用を受ける施設については、廃掃法によらず、鉱山保安法において規制を行うこととされているところ（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について（昭和 46 年環整 45 号））、廃掃法に基づく判定基準の改正（鉱さいに係る判定基準 $0.3\text{mg/l} \Rightarrow 0.09\text{mg/l}$ ）と同様の規制を行うため、以下の省令の改正を行う。

- ・ 鉱山保安法施行規則
- ・ 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令

2. 主な改正事項**[1] 水銀に関する水俣条約の発効に伴う改正****(1) 定義の追加**

水銀排出施設の定義を追加。

(2) 水銀等による鉱害防止措置義務等の追加

水銀等を含む鉱煙の処理について、鉱業権者が講ずべき措置を追加。

－鉱業権者の水銀等による鉱害防止措置義務を規定。

－水銀排出施設における水銀等の排出基準を規定。

(3) 報告事項の追加

－報告対象として鉱山保安法第41条第1項に掲げる災害に、水銀排出施設から大気汚染防止法の排出基準に適合しない水銀等を排出したことを追加。

－報告対象として鉱山保安法第41条第2項に掲げる災害その他保安に関する事項に、「水銀排出施設の使用の方法」、「水銀等の処理の方法」等を追加。

(4) 特定施設の追加

－工事計画の届出（鉱山保安法第13条）の対象となる施設（特定施設）に、「水銀排出施設」を追加。併せて、製錬場等、水銀排出施設を含む可能性のある施設について、当該施設を含む場合、届出項目に「水銀排出施設の構造」を追加。

（※）特定施設の追加等に伴い、（内規）工事計画の記載事項についても変更予定

[2] カドミウム判定基準改正に伴う改正

鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に定めるカドミウムの判定基準を、0.3mg/l から 0.09mg/l に改正する。

3. 今後のスケジュール

平成30年2月上旬～3月上旬

パブリックコメントの募集

平成30年3月下旬

公布

平成30年4月1日

施行